

芳賀地区広域行政事務組合の人事行政の運営等の状況を公表します。

芳賀地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
令和 3年度	人 140,591	千円 4,036,988	千円 298,089	千円 1,827,392	% 45.27	% 46.34

（注）人件費には、特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 4年度	人 237	千円 827,798	千円 253,720	千円 336,011	千円 1,417,529	千円 5,981

（注）1 市町からの派遣職員は含まれていません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。
3 職員手当には、退職手当は含まれていません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	一般行政職	消防職	技能労務職
平均給料月額	303,695円	291,709円	267,683円
平均給与月額	351,054円	371,993円	306,717円
平均年齢	38歳5月	36歳8月	50歳5月

注1 市町からの派遣職員（一般行政職）は含まれていません。
2 育児休業中の職員は含まれていません。
3 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。
4 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	一般行政職	消防職	技能職	労務職	国 (一般行政職)
大学卒	182,200円	182,200円	—	—	182,200円
高校卒	150,600円	150,600円	147,900円	143,800円	150,600円

3 級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

(1) 一般行政職、消防職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	局長・参事	1人	0.5 %
7級	所属長・主幹	5人	2.3 %
6級	所属長補佐	11人	5.1 %
5級	係長	42人	19.3 %
4級	副主幹	13人	6.0 %
3級	主査	96人	44.2 %
2級	主事・技師	26人	12.0 %
1級	主事・技師 主事補・技師補	23人	10.6 %
計		217人	100.0 %

注1 市町からの派遣職員は含まれていません。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 芳賀地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

4 平成18年に、9級制から8級制に変更しました。

(2) 技能労務職

区分	職種	職員数	構成比
5級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	1人	5.5 %
4級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	6人	33.4 %
3級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	5人	27.8 %
2級	運転手・技術員・業務員	5人	27.8 %
1級	運転手・技術員・業務員	1人	5.5 %
計		18人	100.0 %

注 芳賀地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当及び勤勉手当（令和3年度）

区分	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.4月分 (1.35月分)	1.9月分 (0.90月分)
加算措置	職務上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%加算	
1人当たり平均支給額	1,383千円	

注 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

区分	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 対象年齢	2～45%加算 45歳以上59歳以下
1人当たり平均支給額		12,582 千円

注 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	15,471 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	66 千円
支給率	1.8 %
支給対象職員	235 人

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	6,201 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	30 千円
職員全体に占める支給職員の割合（令和3年度）	88.51 %
手当の種類	7 種類

手当の種類	支給対象職員	左記職員に対する支給単価
環境クリーンセンター業務手当	し尿の収集及び運搬等の作業に直接従事した職員	1日につき 運転手 1,000 円 業務員 750 円
	し尿収集車の運転業務を代行した職員	1日につき 業務員 1,000 円 事務職員 500 円
	し尿の処理及び処分等の事務に従事した職員	1月につき 2,500 円
火葬業務手当	火葬業務に直接従事した職員	1日につき 1,000 円
救急救出出場手当	救急業務及び人命救出に出場した職員	1回につき 75 円
	消防力の基準(昭和36年消防庁告示第2号)に規定する機関員(火災等出場手当及び高所等作業手当の支給にあっても同様とする。)	1回につき 50 円
	救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する特定行為を行った救急救命士	1件につき 250 円
火災等出場手当	火災、原因調査、救助及び自然災害等の業務に出場した職員(高所等作業手当を受けた場合を除く。)	1回につき 100 円
高所等作業手当	高所(地上10メートル以上の場所の消火活動等の作業を含む。)及び地下坑内等(地下5メートル以上の場所での作業をいう。)の災害現場での作業に従事した職員	1回につき 250 円 公的訓練等の作業の場合 1回につき 125 円

防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症患者の体に接触して、又は感染症患者に長時間にわたり接して行う作業に従事した職員	1日につき 4,000 円
	新型コロナウイルス感染症患者に接して行う作業及び感染症患者に係る物件の処理に関する作業に従事した職員	1日につき 3,000 円
芳賀地区エコステーション業務手当	ごみの処理及び処分等の作業に直接従事した職員	1日につき 500 円

特記事項 平成18年4月1日から、すべての支給単価をそれまでの2分の1に減額しました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	40,007 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	195 千円
支給実績（令和2年度決算）	30,012 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	142 千円

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当の種類	内容及び支給単価	支給実績 (令和3年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員…1時間当たりの給与額×25/100×時間数	18,656 千円	112 千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員…1時間当たりの給与額×125/100～150/100×時間数	60,597 千円	365 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長補佐相当職以上にある職員 部長職…月額70,400円 課長職…月額53,100円 課長補佐職…月額41,500円	9,011 千円	563 千円
扶養手当	配偶者…月額6,500円 子…1人につき月額10,000円 父母等…1人につき月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子…上記の額に5,000円加算	40,180 千円	275 千円
住居手当	借家…支給限度月額28,000円	16,025 千円	297 千円
通勤手当	交通機関利用者…支給限度月額55,000円 交通用具（自動車等）利用者…片道2km以上の場合は距離に応じて3,300円～31,600円	26,993 千円	117 千円

5 特別職の報酬の状況（令和4年4月1日現在）

区分	組合長	副組合長	議長	副議長	議員
年額	60,000 円	45,000 円	35,000 円	30,000 円	27,000 円

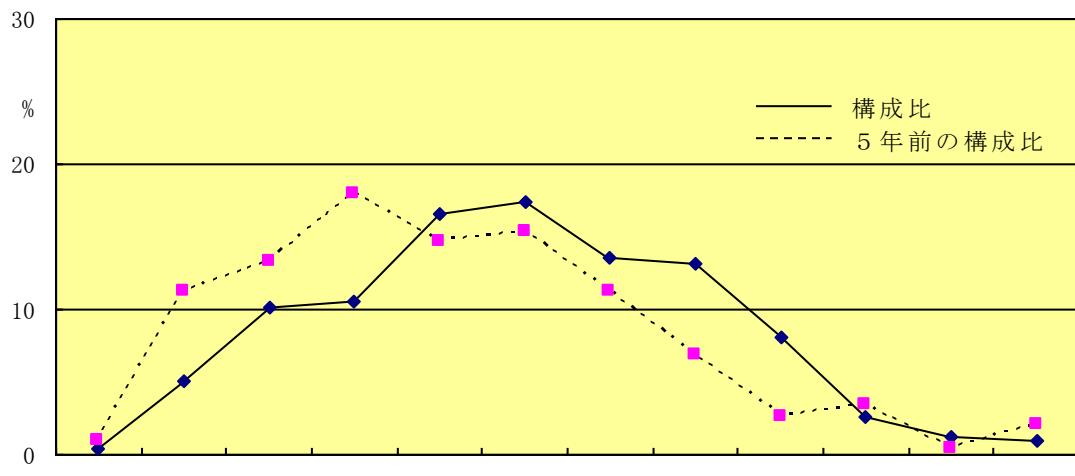
6 職員数の状況

(1) 職種別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和4年	令和3年		
一般行政職	19人	19人	0人	
消防職	198人	200人	▲2人	退職4名 新規採用2名
技能労務職	18人	18人	0人	
計	235人 (273)	237人 (273)	▲2人	

注 () 内は、条例定数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



20歳 20歳 24歳 28歳 32歳 36歳 40歳 44歳 48歳 52歳 56歳 60歳
～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～
未満 23歳 27歳 31歳 35歳 39歳 43歳 47歳 51歳 55歳 59歳 以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 12	人 24	人 25	人 39	人 41	人 32	人 31	人 19	人 6	人 3	人 2	人 235

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政職	19	19	18	19	19	19	
消防職	196	199	196	199	200	198	2 (5.26%)
技能労務職	21	20	18	18	18	18	▲3 (▲16.67%)
計	236	238	232	236	237	235	▲1 (▲0.43%)

7 職員の勤務時間その他勤務条件の状況（令和4年4月1日現在）

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場を除く一般的な職場におけるもの）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から午後1時

(2) 主な休暇の種類

区分	付与期間
年次有給休暇	1の年度につき20日（令和3年度平均取得日数 12.3日）
病気休暇	公務上の負傷・疾病、結核性疾患にあっては1年以内 その他の負傷・疾病は90日（規則で定める疾病等は180日）以内
公民権の行使	必要と認められる期間
官公署への出頭	必要と認められる期間
骨髄等ドナー	必要と認められる期間
社会貢献活動	1の年度において5日の範囲内の期間
結婚	連続する5日の範囲内の期間
生理休暇	2日の範囲内で必要と認められる期間
産前休暇	出産予定日までの6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1歳未満の子の保育	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間
妻の出産	2日の範囲内の期間
妻の産前産後期間中における子の養育	当該期間内において5日の範囲内の期間
未就学児の子の看護	1の年度において5日の範囲内の期間（2人以上は10日の範囲内）
要介護者の介護等	1の年度において5日の範囲内の期間（2人以上は10日の範囲内）
忌引	親族の区分に応じ1～7日以内の連続する日数の範囲内の期間
父母の法要	1日の範囲内の期間
夏季休暇	7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
災害による住居滅失等	7日の範囲内の期間
災害又は交通遮断による出勤困難	必要と認められる期間
災害時の危険回避	必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする1の継続する状態ごとに3回まで、通算6月の範囲内で必要と認められる期間（無給）
育児休業	子が3歳に達する日までの期間（無給）

注 年次有給休暇の平均取得日数には、市町への派遣職員は含まれていません。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況（令和3年度）

処 分 理 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障ため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合	0人	0人	2人	0人	2人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
廃職又は過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 職員の懲戒処分の状況（令和3年度）

処 分 理 由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正関係	0人	0人	0人	0人	0人
一般服務違反関係（職務専念義務違反、職務命令違反等）	0人	0人	0人	0人	0人
一般非行関係（傷害、暴行、金銭、異性等）	0人	0人	0人	0人	0人
収賄等関係（収賄、横領等）	0人	0人	0人	0人	0人
道路交通法違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人

9 職員の服務の状況

(1) 基本原則

地方公務員法（昭和25年法律261号）第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められており、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、守秘義務（同法第34条）、職務専念義務（同法第35条）などが課せられています。

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条には、「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められています。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（令和3年度）

地方公務員法第39条には、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定められています。

区 分	研 修 名	受講者数
芳賀地区広域行政事務組合共同研修	地方自治法講座、地方公務員法講座、主事・技師研修、法制執務研修、民法講座、メンタルヘルス研修ほか	41人
栃木県市町村振興協会研修	法務基礎養成講座、パワーハラスマント防止研修、個人情報保護制度、広聴広報力向上講座、クレーム対応力講座ほか	12人

(2) 人事評価の評定の概要（令和3年度）

評価の回数	2回
評価の時期	10月・3月
評価の対象人数	237名

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（令和3年度決算）

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第113条に基づく栃木県市町村職員共済組合に対する地方公共団体の負担金

金額	職員1人当たりの負担金
280,123 千円	1,182 千円

(2) 職員互助会

地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生を図るため、芳賀地区広域行政事務組合職員互助会に補助金を交付しています。

ア 負担率（給料に対する負担金率）

	職員会費	組合補助金	負担割合（職員：組合）
令和3年度	3/1,000	年額 5,000 円／人	1 : 0.49
令和2年度	3/1,000	年額 6,000 円／人	1 : 0.60
令和元年度	3/1,000	年額 6,000 円／人	1 : 0.60

イ 補助金（令和3年度決算）

金額	職員1人当たりの補助金
1,260 千円	5 千円

ウ 事業内容

[補助金で運営している事業]

事業項目	事業内容	1人当たり給付単価	令和3年度実績
厚生事業	所属内親睦事業	3,000 円	229 人
	クラブ運営補助	1 クラブ当たり 5,000 円 部員1人当たり 1,000 円	3 クラブ
	レクリエーション事業	—	266 人

[会員掛金で運営している事業]

事業項目	事業内容	1人当たり給付単価	令和3年度給付件数
給付事業	死亡弔慰金	職員 35,000 円	1 人
		職員の配偶者 25,000 円	0 人
		職員の子、実父母及び同居の義父母 20,000 円	1 人
	成人祝金	10,000 円	2 人
	結婚祝金	10,000 円	1 人
	出産祝金	10,000 円	17 人
	見舞金	10,000 円	4 人
	退会給付金	20 年以上 30,000 円	1 人
		10 年以上 20 年未満 20,000 円	0 人
		5 年以上 10 年未満 10,000 円	1 人
		3 年以上 5 年未満 5,000 円	0 人
		6 月以上 3 年未満 3,000 円	3 人
厚生事業	リフレッシュ補助	職員1人当たり 10,000 円	252 人
	健康増進事業	職員1人当たり 2,000 円	252 人

エ 見直し状況

令和3年度に芳賀地区広域行政事務組合の補助金負担額を一人当たり6,000円から5,000円に減額しました。

(3) 安全衛生

ア 安全衛生管理の概要

芳賀地区広域行政事務組合安全衛生管理規程（昭和61年訓令第1号）及び芳賀地区広域行政事務組合消防本部及び真岡消防署安全管理規程（昭和61年消防訓令第3号）の定めるところにより、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成するための諸施策を推進しています。

イ 健康診断等（令和3年度）

区分		受診者数
定期健康診断		228人
ストレスチェック		232人
人間ドック		72人
B型肝炎抗体検査（消防職員）		179人
B型肝炎予防接種（消防職員）		14人
破傷風予防接種（消防職員）		11人

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数（令和3年度）

自己職務執行中	負傷			疾病				合計
	出張中	その他	小計	公務上の負傷に起因する疾病	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	小計	
1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

イ 通勤災害認定件数（令和3年度）

出勤途上	退勤途上	計
0件	0件	0件

ウ 公務災害基金負担金（令和3年度決算）

地方公務員災害補償法（昭和42年法律121号）第49条に基づく地方公務員法災害補償基金に対する地方公共団体の負担金

金額	職員1人当たりの負担金
3,365千円	14千円

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	件数
令和3年3月31日現在の未処理件数	0件
令和3年4月1日から令和3年3月31日までの措置要求の件数	0件
令和3年4月1日から令和3年3月31日までの措置要求の処理件数	0件
令和4年3月31日現在の未処理件数	0件

13 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	件数
令和3年3月31日現在の未処理件数	0 件
令和3年4月1日から令和3年3月31日までの審査請求の件数	0 件
令和3年4月1日から令和3年3月31日までの審査請求の処理件数	0 件
令和4年3月31日現在の未処理件数	0 件